

## 山形県受動喫煙防止条例施行規則案の概要について

### (1) 条例第 10 条の対象施設

条例第 10 条の規定に基づき、「特定屋外喫煙場所を定めないよう努めるものとする」の対象施設は、以下のとおりとする。

#### 【条例第 10 条の対象施設】

No	対象施設の種類	対象施設の概要
1	学校	・学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
2	医療機関	・医療法に規定する病院、診療所、及び助産所
3	児童福祉施設等	・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業の用に供する施設、児童福祉施設及び認可外保育施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園

### (2) 条例第 11 条の対象施設

「公共性の高い施設」として、次の考え方の下に、条例第 11 条の規定に基づき、「喫煙専用室等を定めないよう努めるものとする」の対象施設は、以下のとおりとする。

#### 【考え方】

- ・平成 27 年に制定した「やまがた受動喫煙防止宣言」により、建物内禁煙に取り組む施設として浸透してきた「公共性の高い施設」について、条例においても、同様の考え方とし、引き続き推進していくもの。

#### 【条例第 11 条の対象施設】

No	対象施設の種類	対象施設の概要 [ ] 内は想定される施設
1	各種学校	・学校教育法に規定する大学院の用途に供する施設、専修学校のうち、一般課程の 20 歳未満の者が主として利用するもの以外のもの及び各種学校のうち、20 歳未満の者が主として利用するもの以外のもの
2	劇場・観覧場・映画館	・興行場法に規定する興行場
3	公衆浴場	・公衆浴場法に規定する公衆浴場 [銭湯、日帰り入浴施設等]

No	対象施設の種類	対象施設の概要 [ ] 内は想定される施設
4	公会堂・集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法に規定する公民館及び公民館類似施設（※）</li> <li>※公民館類似施設とは、自治会や町内会等の地域の住民により設置され、又は管理・運営される集会所など〔自治公民館等〕</li> </ul>
5	社会福祉施設 (老人・障がい者施設等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法に規定する身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設）</li> <li>・生活保護法に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設）</li> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター</li> <li>・老人福祉法に規定する老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設）及び有料老人ホーム</li> <li>・介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業及び居宅介護支援事業の用に供する施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業の用に供する施設並びに地域包括支援センター</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害者支援施設、相談支援及び移動支援事業の用に供する施設、地域活動支援センター並びに福祉ホーム</li> </ul>
6	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館法に規定する図書館</li> </ul>
7	美術館・博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館法に規定する博物館及び博物館に相当する施設〔美術館、博物館、資料館等〕</li> </ul>
8	バスターミナル・駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車ターミナル法に規定するバスターミナル</li> <li>・鉄道事業法に規定する鉄道施設のうち、旅客の乗車、待合その他の用に供する施設〔改札、待合室、切符売り場等の公共的空間〕</li> </ul>
9	母子・父子福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム）</li> </ul>
10	郵便事業の営業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵便株式会社法に規定する郵便局</li> </ul>

No	対象施設の種類	対象施設の概要 [ ] 内は想定される施設
11	金融機関	<p>次に掲げる施設のうち、不特定多数の者が利用する金融業における窓口機能を有している施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業協同組合法に規定する農業協同組合</li> <li>・ 水産業協同組合法に規定する漁業協同組合</li> <li>・ 中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合</li> <li>・ 信用金庫法に規定する信用金庫</li> <li>・ 労働金庫法に規定する労働金庫</li> <li>・ 銀行法に規定する銀行</li> <li>・ 日本銀行法に規定する日本銀行</li> <li>・ 農林中央金庫法に規定する農林中央金庫</li> <li>・ 郵政民営化法に規定する郵便貯金銀行</li> <li>・ 株式会社日本政策金融公庫法に規定する日本政策金融公庫</li> <li>・ 株式会社商工組合中央金庫法に規定する商工組合中央金庫</li> </ul>
12	電気事業等の営業所	<p>次に掲げる施設のうち、不特定多数の者が利用する窓口機能を有している施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業法に規定するガス小売事業の用に供する施設</li> <li>・ 電気事業法に規定する小売電気事業の用に供する施設</li> <li>・ 熱供給事業法に規定する熱供給事業の用に供する施設</li> <li>・ 電気通信事業法に規定する電気通信事業の用に供する施設</li> </ul>
13	体育館等運動施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動を行うための施設 [体育館、武道館、プール、野球場等]</li> </ul>
14	地方公共団体の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記のほか、地方公共団体が設置する施設 (旅館業法第3条第1項の許可を受けた者が旅館業を営む施設(社会教育施設を除く)以外のもの) [市民会館、市民ホール、議会棟、水道事業所、少年自然の家、道の駅等]</li> </ul>